



2026年5月18日

各位

会社名 TOA株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷口方啓  
(コード番号 6809 東証プライム)  
問合せ先 執行役員経営管理本部長 木原功雄  
(TEL. 078-303-5620)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続について

当社は、2008年2月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき継続し、直近では2023年6月21日開催の第75回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は、2026年6月開催予定の第78回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、本対応方針継続後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向、様々な議論の進展およびコーポレートガバナンス・コードの趣旨などを踏まえ、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、当社とあわせて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催されました当社取締役会において、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件として、本対応方針を継続することを決定しましたのでお知らせいたします。当社が本対応方針を継続する理由は以下【本対応方針を継続する理由】に記載のとおりです。

本対応方針の継続につきましては、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、当社監査役3名はいずれも本対応方針の具体的運用が適正に行われることを前提として、本対応方針の継続に異議がない旨の意見が表明されております。

本日現在、当社株式の大規模買付行為などに関する具体的提案はなされておられません。

なお、本対応方針の継続にあたり、経済産業省から2023年8月31日付で公表された「企業買収における行動指針」も踏まえて検証し、また、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を鑑み、本対応方針の対象となる当社株式の買付行為等の「大規模買付行為」の定義の見直し、文言などの整理を加えたうえで一部見直ししております。

## 【本対応方針を継続する理由】

当社グループは、企業目的である「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」の実現に向け、そこに集まる人々の「安心、信頼、感動」を願う行動を支える、かけがえのない価値を提供することで、笑顔あふれる社会づくりに貢献します。

そして、将来に渡って人々が笑顔になれる社会をつくり続けることを目的に、創業 100 周年を迎える 2034 年度を節目として、次の 100 年を生きていく会社を目指す長期経営戦略「NEXT100 TOA」（以下、「NEXT100 TOA」）をスタートいたしました。

「NEXT100 TOA」では、2034 年度に向けた 9 年間の変革を「再定義」「洗練」「新生」の 3 つのステージに区分しており、その最初の 3 年間（Stage1：再定義）を計画期間とした「中期経営基本計画（2027 年 3 月期～2029 年 3 月期）」を新たに開始し、持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた施策を実施してまいります。

このような状況の中、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われた場合、企業価値向上に向けた機動的な施策実施に大きな影響を与えるおそれがあります。また、2026 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりであり、当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっていることから、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性は否定できません。

一方、当社は、特定の者の大規模買付行為に応じるか否かは最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、それが当社の企業価値を大きく向上させ、株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、この考えについては従前より何ら変更ございません。

本対応方針は、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と評価・検討する時間、当社取締役会としての意見を開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。現在は、金融商品取引法により、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付開始前における情報提供および検討時間を法的に確保することができないなど、必ずしも有効に機能しない場合も考えられます。よって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまおよび投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえで有効なものになると考えております。

以上のとおり、当社グループが、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現していくための施策として本対応方針を導入継続しておくことは必要不可欠なものであり、本対応方針継続により、不測の事態に常に備えておくことが当社取締役会の責務であると判断したものであります。

## 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為などであっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

さらには、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、次のような企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

- ①買収の目的等が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの
- ②株主の皆さまの株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの
- ③当社取締役会や株主の皆さまが当該買付の内容を検討、判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの
- ④買付の対価の価格、買付の手法が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような不適當なもの
- ⑤当社および当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれをもたらすもの など

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響をもたらすおそれのある行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適當でないと考えます。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主の皆さまに長期的に当社の株式を保有していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、上記1. の基本方針の実現にも資するものと考えています。

### (1) 企業価値向上への取組み

当社グループは、企業目的である「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」の実現に向け、そこに集まる人々の「安心、信頼、感動」を願う行動を支える、かけがえのない価値を提供することで、笑顔あふれる社会づくりに貢献します。

そして、将来に渡って人々が笑顔になれる社会をつくり続けることを目的に、創業100周年を迎える2034年度を節目として、次の100年を生きていく会社を目指す「NEXT100 TOA」をスタートいたしました。

#### ①NEXT100 TOA Initiatives

「NEXT100 TOA」では、次の100年を生きていく会社を目指す7つの取組みを「NEXT100

TOA Initiatives」として定め、取組みを進める原動力として「人」と「技術」への投資を強化し、2034年度に連結売上高1,000億円を超える水準への成長を目指します。

【次の100年を生きていく会社を目指す7つの取組み】

1. すべての人が適切に情報を受け取れる社会の実現
2. すべての人が安心して意思疎通できる社会の実現
3. すべての人に居場所がある社会の実現
4. 新たな領域への持続的な挑戦
5. 世界が認めるブランドになる
6. 地球と共に生きるイノベーションの追求
7. 個性が光る強いチームをつくる

②次の100年を生きていく会社への変革

「NEXT100 TOA」では、2034年度までの9年間で3つの変革のステージに区分し、3年間の中期経営基本計画として推進してまいります。

- ・ Stage 1 再定義 (Redefinition) : 事業変革の道筋を定める  
(2027年3月期～2029年3月期 中期経営基本計画)
- ・ Stage 2 洗練 (Refinement) : 事業を磨き飛躍的に成長する  
(2030年3月期～2032年3月期 中期経営基本計画)
- ・ Stage 3 新生 (Rebirth) : 100年を生きていく会社になる  
(2033年3月期～2035年3月期 中期経営基本計画)

Stage 1では、NEXT100 TOA Initiativesをもとに再定義する事業を通じて、その価値の社会的評価と成長の起点を確立し、次のステージにつながる事業変革の道筋を定めます。Stage 2では、定めた道筋に沿って事業を洗練させ、飛躍的な成長を実現し、Stage 3では、一連の変革の集大成として、社会変化に応じて変革し続けられる、次の「100年を生きていく会社」へ生まれ変わります。

③中期経営基本計画における主な取組み

最初の3年間 (Stage1:再定義)を計画期間とした「中期経営基本計画 (2027年3月期～2029年3月期)」においては、「事業構造の再定義」を起点に、変革の道筋を定め、将来の飛躍的成長に向けた土台づくりを加速することを基本方針といたします。この方針のもと「報せるソリューションの革新」「海外成長の加速」「顧客支援ソリューションの進化」「新規事業開発」「事業成長を支えるヒト・モノ・情報基盤の強化」を5つの重点施策として定め、強い収益構造の確立を目指した活動を推進いたします。

重点施策1 報せるソリューションの革新

すべての人が適切に情報を受け取れる社会の実現に向けて、情報伝達ソリューションの革新を進めてまいります。

重点施策2 海外成長の加速

進出済みの海外各地域・国における重点市場の深耕と新たな有望地域・国への活動を強化することで、海外成長を加速してまいります。

- 重点施策3 顧客支援ソリューションの進化  
現場の安全性や運用効率の向上を支援する顧客支援ソリューションを進化させてまいります。
- 重点施策4 新規事業開発  
既存事業とは異なる領域で、将来の中核事業となり得る可能性を持つ新たな事業を創出してまいります。
- 重点施策5 事業成長を支えるヒト・モノ・情報基盤の強化  
商品の高付加価値化とものづくりの生産性向上により、競争力と収益性を高めてまいります。また、これらの重点施策を進めるために、当社グループ一人ひとりの成長を支援し、「個の強み」×「チーム力」×「挑戦」の好循環を作り、事業成長を支える人的資本をさらに強化するとともに、デジタルを起点に業務そのものを再設計し、生産性を飛躍的に高めてまいります。

#### ④サステナビリティへの取組み

・サステナビリティ方針：

当社グループは、経営方針のもと、長期経営戦略「NEXT100 TOA」の取組みを通じて新たな価値をステークホルダーの皆さまと生み出し続け、持続可能な社会の実現に貢献いたします。

・マテリアリティ：

	マテリアリティ
社会 Social	・事業による社会課題の解決
	・多様な人材の活躍と挑戦文化の醸成
環境 Environment	・気候変動への対応
	・循環型社会への貢献
ガバナンス Governance	・コーポレート・ガバナンスの強化
	・ブランド価値の向上

#### ⑤持続的な成長と企業価値向上への取組み

当社は、経営方針、「NEXT100 TOA」、中期経営基本計画の取組みを通じて、社会課題の解決と中長期的な企業価値向上の両立を目指すことが、持続的な成長と企業価値の向上ひいては株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

#### [詳細]

- ・長期経営戦略「NEXT100 TOA」および中期経営基本計画（概要）に関するお知らせ  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2706453/00.pdf>
- ・中期経営基本計画の策定に関するお知らせ  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2799627/00.pdf>

以上のとおり、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験ならびに国内外の株主・顧客・取引先・従業員など、すべてのステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化に関する取組み状況

当社グループでは、株主・顧客・取引先・従業員など、すべてのステークホルダーに対して、遵法性が確保された健全かつ透明性の高い企業経営を実践することにより、長期的・継続的に企業価値を増大させることを経営上のもっとも重要で恒久的な課題のひとつとして位置付けています。また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化のため、各ステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）の重視と充実、迅速かつ適切なディスクロージャー（情報開示）などの実践を積極的に取組んでいくことで、企業価値向上に資するものと考えております。

## 3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### (1) 大規模買付ルール必要性

本対応方針は、上記1.の基本方針に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆さまが適切な判断に必要なかつ十分な情報や時間を確保していただくことや、大規模買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。そのため、当社は、大規模買付行為や買付提案を行う際の情報提供などに関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。この大規模買付ルールは、株主の皆さまに対し、大規模買付行為や買付提案に応じるか否かについて適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保していただくものであり、当社株主共同の利益に資するものと考えます。

以上、本対応方針の目的および効果を踏まえ、当社は後記7.のとおり、本株主総会で承認されることを条件として本対応方針を継続することといたしました。

### (2) 本対応方針継続の目的

本対応方針は、

- ①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、
- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、または、
- ③これら①もしくは②の各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが当社の株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、(i)当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定株主グループの共

同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または（ii）当該特定株主グループと当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注3）を樹立するあらゆる行為（注4）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の保有者の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）

について、株主の皆さまに必要なかつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、これらの行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

以下、上記①から③までの行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を「大規模買付行為」といい、かかる行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。
- (iii) 上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、ならびに、
- (iv) 上記(i)から(iii)までに該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者（以下、上記(iii)または(iv)に該当する者を総称して「関連者」といいます。）を意味します。

なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合または株券等所有割合の計算上、(i) 当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者、および(ii) 当該買付等を行おうとする者、その共同保有者またはその特別関係者との関係で関連者に該当する者は、本対応方針においては当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者とみなします。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に

規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：当該特定株主グループと当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、共同協同行為等認定基準(別紙2。ただし、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的な範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。

注4：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に行うものとします。

なお、当社取締役会および独立委員会は、本文の③所定の要件の該当性の判定に必要な範囲で、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## 4. 大規模買付ルールの内容

### (1) 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[1]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[2]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[3]大規模買付者は、[1][2]の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。具体的な内容は、以下のとおりです。

### (2) 情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役に対して、以下の内容などを日本語で記載した書面を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本対応方針に定められた大規模買付ルールに従う旨の意向表明書

当社取締役会は、上記①から⑥までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、関連者、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験などに関する情報を含みます。)

- ②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性などを含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験などに関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策など
- ⑤当社グループの株主・顧客・取引先・従業員などのステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する株主の皆さまの諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

当社取締役会は、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合、その旨を公表します。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、情報提供を要請する都度、大規模買付者の回答期限を設定するものとし、情報提供を要請した日から60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします。もっとも、本必要情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮し、独立委員会の勧告に基づき、当該期間を最長30日間延長できるものとし、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆さまが適切な判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### （3）取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（下記（4））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家などの助言および監査役の意見などを求めることができるとし、これらの意見などを参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討します。独立委員会から勧告があった場合には、これを最大限尊重するものとし、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめて公表します。

なお、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として株主の皆さまに対し、代替案を提示することもあります。

#### (4) 独立委員会の設置

本対応方針において、次の内容に関して判断するにあたり、その合理性、客観性および公正性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注5）を設置します。

- ①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ②大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ③大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定
- ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定
- ⑤対抗措置の発動の要否および内容（株主意思確認総会の開催の有無について）等

当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の内容を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性、客観性および公正性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員などに独立委員会への出席を要求し、または必要な情報について説明を求めることができるものとします。

独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を公表することといたします。

##### 注5：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙3のとおりです。

独立委員会は、当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者など、3名以上の独立委員で構成されます。委員の氏名および略歴は別紙4のとおりです。

#### (5) 情報開示の必要性

当社は、平素より、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますものの、突然の大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆さまに短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社グループに与える影響や当社グループの株主・顧客・取引先・従業員などのステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容などは、大規模買付者の提案が当社の企

業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に、株主の皆さまが適切な判断に必要なかつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会の勧告や外部専門家などの助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家などの助言および監査役の意見も参考にしながら、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、別紙5に記載のとおりです。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

#### ①大規模買付行為に対する取締役会の意見表明

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、大規模買付者の買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただき、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示す

る当該買付提案に対する意見、代替案などをご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

## ②大規模買付行為ルールを遵守した場合の対抗措置および発動要件

大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、原則として、株主総会において株主の皆さまに承認を得たうえで、株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。

具体的には、以下のアおよびイの類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合の判断においては、外部専門家などおよび監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）においては、原則として、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません（注6）。その場合、大規模買付者は、株主の皆さまの意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙5に記載のとおりです。

ア 次の（i）から（iv）までに掲げる行為などにより企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- （i）当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- （ii）会社を一時的に支配して、会社の重要な資産などを廉価に取得するなど会社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- （iii）会社の資産を大規模買付者およびそのグループなどの債務の担保や弁済原資として流用する行為
- （iv）会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産などを処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

イ 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付けなどの株式買付けを行うことをいいます。）など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

注6：大規模買付行為の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大規模買付者および独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取扱うことがあります。

### (3) 対抗措置発動の中止などについて

上記(1)または(2)②記載のとおり対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合や、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合その他対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、当社取締役会は、外部専門家などの助言および監査役の意見も参考にしうえて、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の中止または内容の変更を行うことがあります。

## 6. 株主・投資家に与える影響など

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響など

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から、株主の皆さまに対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆さまは、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものと考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の本対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響など

上記5.(1)にて記載した大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または、上記5.(2)②にて記載した大規模買付ルールを遵守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合は原則として株主意思確認総会を経たうえで、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的とし、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置の概要は、別紙5に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま(大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙5に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、株主

の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載または記録が未了の株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載または記録を完了していただく必要があります。

さらに、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回したなどの事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。また、本新株予約権の無償割当ての中止、または本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付などを行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 大規模買付ルールの有効期限など

本対応方針の有効期限は、2026年6月開催予定の第78回定時株主総会終結の時までとしております。上記定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られた場合は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正などを踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。従って、本対応方針は株主の皆さまのご意向により、これを廃止させることができます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

## 8. 本対応方針の合理性

### (1) 買収への対応方針に関する各指針などの要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008

年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改訂）の「原則1―5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本対応方針は、上記1.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入・継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、上記7.にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記5.(2)にて記載したとおり、原則として、株主意思確認総会を経ることにより、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものとしており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止などの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者など、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員で構成されます（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙4に記載のとおりです。）。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記4.(4)に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否かなどを評価・検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はこれを最大限尊

重したうえで、原則として、株主意思確認総会の開催を行うこととします。このように、独立した委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記7. に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

なお、当社の大株主の状況は、別紙1に記載のとおりです。

以上

## 大株主の状況 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 78,820,000 株
2. 発行済株式の総数 34,695,901 株 (自己株式 40,734 株を除く)
3. 株主数 12,078 名
4. 大株主 (上位 10 名)

順位	氏名または名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
1	TOA取引先持株会	2,899	8.36
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,852	8.22
3	公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.76
4	株式会社三菱UFJ銀行	1,500	4.32
5	シスメックス株式会社	1,457	4.20
6	公益財団法人中谷財団	1,297	3.74
7	井谷 憲次	1,252	3.61
8	株式会社三井住友銀行	1,188	3.43
9	国立大学法人京都大学	1,000	2.88
10	TOAグループ従業員持株会	841	2.43
	合 計	16,290	46.95

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (40,734 株) を控除して計算しております。

以上

## 共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される「大規模買付者」の認定に際して、特定株主グループと当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かを判定するための基準として用いるものである。
  - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目の要素に加え、特定株主グループとの間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
1. 当社の株式を取得している時期が、特定株主グループによる当社の株式の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  2. 取得した当社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
  3. 当社の株式の取得を開始した時期が、特定株主グループによる株式の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすることなどの意向の表明など、特定株主グループの買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、特定株主グループの行動に関連するイベントと近接しているか
  4. 市場における当社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式を取得しているなど、特定株主グループによる当社の株式取得の時期および態様（例えば、信用買いなどを駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
  5. 特定株主グループが株式を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が特定株主グループのそれと重なり合っているか
  6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（特定株主グループとともにその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果などに照らして、その同調の程度はどの程度か
  7. 上記6.記載の当該他の上場会社において、認定の対象者および特定株主グループ（並びに認定の対象者以外の者で特定株主グループと同調して議決権などの共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権などの共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か

8. 特定株主グループとの間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係などが存在しているまたは存在していたことがあるか
9. 特定株主グループとの間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である、またはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果などに照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この 10. を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付行者」と認定してはならないものとする。）
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動などが特定株主グループのそれと類似しているか。類似している言動などがある場合には、そのような言動などがされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この 11. を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、特定株主グループのそれと同じ事務所、法人、団体に属している、もしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同・連携して遂行したことがある、および/または親族関係その他の人的関係があるなど、特定株主グループとの間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、特定株主グループとの間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

## 独立委員会の概要

## 1. 構成員

独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者など、3名以上の委員で構成される（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙4に記載のとおり）。

委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

## 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

## 3. 決議事項その他の権限と責任

(1) 独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問に基づき、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容にその理由を付して当社取締役会に勧告または助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲

②大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否

③大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定

④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定

⑤大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

⑥大規模買付者の大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討

⑦新株予約権の発行（無償割当てを含む。）または不発行

⑧大規模買付ルールの維持・見直し・廃止

⑨対抗措置の発動の要否および内容（株主意思確認総会の開催の有無について）

⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会に諮問することを決定した事項

(2) 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。社外監査役は必要に応じ、その専門的知見を踏まえ積極的に意見を表明するほか、必要な協力を行い、独立委員会の勧告の合理性、客観性および公正性の確保に寄与する。

(3) 独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（フィナ

ンシヤル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言、意見などを得ることなどができる。

以上

## 独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】村田 雅詩（むらた まさし）

【略歴】1958年3月19日生

1983年4月 旭硝子株式会社（現AGC株式会社） 入社  
 1999年8月 参天製薬株式会社 入社、社長室長  
 2001年9月 同社 医薬事業部事業企画グループ グループマネージャー  
 2002年7月 同社 医薬事業部眼科マーケティンググループ グループマネージャー  
 2005年1月 同社 医薬事業部事業戦略企画グループ グループマネージャー  
 2007年4月 同社 経営企画室長  
 2011年7月 Santen Inc. CAO（チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサー）  
 2014年1月 参天製薬株式会社 監査役室長  
 2016年6月 同社 常勤監査役  
 2020年6月 同社 シニアアドバイザー  
 2021年6月 当社 社外取締役（現任）  
 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外監査役  
 2022年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）  
 2026年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（退任予定）

【氏名】半田 実（はんだみのる）

【略歴】1959年10月16日生

1982年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社） 入社  
 1996年6月 Sony Manufacturing Company UK Bridgend Plant 品質保証部統括部長  
 2001年1月 Sony Electronics Inc San Diego Plant 品質保証部統括部長  
 2003年4月 Sony Electronics Inc Vice President（品質担当）  
 2007年2月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）  
 エナジー・デバイス事業本部品質保証部統括部長  
 2013年2月 同社 品質・環境センター副センター長  
 2014年9月 同社 出向、グリーンサイクル株式会社 代表取締役社長  
 2019年11月 井上機工株式会社 入社、工場長  
 2022年2月 有明興業株式会社 入社、執行役員（有明興業マテリアルズ株式会社担当）  
 同社 出向、有明興業マテリアルズ株式会社 執行役員（社長補佐）  
 2022年6月 当社 社外取締役（現任）  
 2022年8月 有明興業マテリアルズ株式会社 代表取締役社長

【氏名】辻本 由起子（つじもと ゆきこ）

【略歴】1964年2月10日生

1986年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク 入社  
2006年3月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 取締役  
2008年4月 ピー・アンド・ジー株式会社 取締役  
2012年7月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社（現P&Gジャパン  
合同会社）執行役員 広報渉外本部コミュニケーションズディレクター  
2014年11月 株式会社 shapes 代表取締役（現任）  
2015年4月 神戸市人材育成アドバイザー  
2018年4月 神戸市人事委員会委員  
2019年5月 株式会社キリン堂ホールディングス 社外取締役  
2020年6月 株式会社ダスキン 社外取締役  
2022年3月 サカタインクス株式会社 社外取締役（現任）  
2022年4月 神戸市行財政局参与  
2024年4月 神戸市行財政局アドバイザー  
2026年6月 当社 社外取締役（予定）

以上

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、下記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することとなる。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間など

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者（以下「非適格者」という。）以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項、非適格者が所有する新株予約権については取得しないこととする場合、または非適格者が有する新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、取得にかかる新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（以下「第2新株予約権」という。）を対価として交付する旨の取得条項などを定めることがある。一定の場合には、非適格者による第2新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがある。具体的には、大規模買付者が、既に開始している大規模買付行為を中止・撤回（大規模買付行為が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要す

る。) したうえで、①大規模買付行為を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないことなどを誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる大規模買付者その他の非適格者は、その保有する第2新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができるなどが定められることなどがある。

#### 8. その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上